

訪問介護

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
11	3911	複合型介護9	〔八身体介護及び家事援助が同程度〕 〔21時間以上〕	4時間 以上	403+ n×151 単位 n：1時間 から30分 を増すこと のきざみ数			(1回につき)	
11	3912	複合型介護9・夜朝					夜間早朝の場合 25%加算		
11	3913	複合型介護9・深夜					深夜の場合 50%加算		
11	3921	複合型介護9・2人				2人の介護 員等の場合 ×200%			
11	3922	複合型介護9・2人・夜朝					夜間早朝の場合 25%加算		
11	3923	複合型介護9・2人・深夜					深夜の場合 50%加算		
11	3931	複合型介護9・3級				3級修 了者等 の場合 ×95%			
11	3932	複合型介護9・3級・夜朝					夜間早朝の場合 25%加算		
11	3933	複合型介護9・3級・深夜					深夜の場合 50%加算		
11	3941	複合型介護9・3級・2人				2人の介護 員等の場合 ×200%			
11	3942	複合型介護9・3級・2人・夜朝				夜間早朝の場合 25%加算			
11	3943	複合型介護9・3級・2人・深夜				深夜の場合 50%加算			
11	3951	複合型家事9			1時間半以 降 家事援助が 中心である とき 403+ n×83 単位 n：1時間 から30分 を増すこと のきざみ数				
11	3952	複合型家事9・夜朝					夜間早朝の場合 25%加算		
11	3953	複合型家事9・深夜					深夜の場合 50%加算		
11	3961	複合型家事9・2人				2人の介護 員等の場合 ×200%			
11	3962	複合型家事9・2人・夜朝					夜間早朝の場合 25%加算		
11	3963	複合型家事9・2人・深夜					深夜の場合 50%加算		
11	3971	複合型家事9・3級				3級修 了者等 の場合 ×95%			
11	3972	複合型家事9・3級・夜朝					夜間早朝の場合 25%加算		
11	3973	複合型家事9・3級・深夜		深夜の場合 50%加算					
11	3981	複合型家事9・3級・2人	2人の介護 員等の場合 ×200%						
11	3982	複合型家事9・3級・2人・夜朝		夜間早朝の場合 25%加算					
11	3983	複合型家事9・3級・2人・深夜		深夜の場合 50%加算					
11	8000	特別地域訪問介護加算	特別地域訪問介護加算	所定単位数の 15%					

## サービスコード表(指定居宅サービス)

### 2 訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
12	1111	訪問入浴	看護職員1人及び介護 職員2人  1,250単位		1,250	1回につき	
12	1112	訪問入浴・部分浴			清拭又は部分浴のとき ×70%		875
12	1121	訪問入浴・介護職員のみ			介護職員3人の場合 ×95%		1,188
12	1122	訪問入浴・介護職員のみ・部分浴					清拭又は部分浴のとき ×70%
12	8000	特別地域訪問入浴介護加算	特別地域訪問入浴介護加算	所定単位数の 15%加算			

3 訪問看護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目									
イ	13 1111	訪問看護1	(1)30分未満 425単位			425	1回につき			
	13 1112	訪問看護1・夜朝			夜間早朝の場合 25%加算	531				
	13 1113	訪問看護1・深夜			深夜の場合 50%加算	638				
	13 1121	訪問看護1・准看		准看護婦(士)の場合 ×90%		383				
	13 1122	訪問看護1・准看・夜朝			夜間早朝の場合 25%加算	479				
	13 1123	訪問看護1・准看・深夜			深夜の場合 50%加算	575				
	13 1211	訪問看護2		(2)30分以上 1時間未満 830単位				830		
	13 1212	訪問看護2・夜朝				夜間早朝の場合 25%加算		1,038		
	13 1213	訪問看護2・深夜				深夜の場合 50%加算		1,245		
	13 1221	訪問看護2・准看	准看護婦(士)の場合 ×90%			747				
	13 1222	訪問看護2・准看・夜朝			夜間早朝の場合 25%加算	934				
	13 1223	訪問看護2・准看・深夜			深夜の場合 50%加算	1,121				
	13 1311	訪問看護3	(3)1時間以上 1時間30分未満 1,198単位				1,198			
	13 1312	訪問看護3・夜朝				夜間早朝の場合 25%加算	1,498			
	13 1313	訪問看護3・深夜				深夜の場合 50%加算	1,797			
	13 1321	訪問看護3・准看		准看護婦(士)の場合 ×90%		1,078				
	13 1322	訪問看護3・准看・夜朝			夜間早朝の場合 25%加算	1,348				
	13 1323	訪問看護3・准看・深夜			深夜の場合 50%加算	1,617				
	ロ	13 2111	訪問看護4	(1)30分未満 343単位			343			
		13 2112	訪問看護4・夜朝			夜間早朝の場合 25%加算	429			
		13 2113	訪問看護4・深夜			深夜の場合 50%加算	515			
		13 2121	訪問看護4・准看		准看護婦(士)の場合 ×90%		309			
		13 2122	訪問看護4・准看・夜朝			夜間早朝の場合 25%加算	386			
		13 2123	訪問看護4・准看・深夜			深夜の場合 50%加算	464			
		13 2211	訪問看護5		(2)30分以上 1時間未満 550単位				550	
		13 2212	訪問看護5・夜朝				夜間早朝の場合 25%加算		688	
		13 2213	訪問看護5・深夜				深夜の場合 50%加算		825	
		13 2221	訪問看護5・准看	准看護婦(士)の場合 ×90%			495			
		13 2222	訪問看護5・准看・夜朝			夜間早朝の場合 25%加算	619			
		13 2223	訪問看護5・准看・深夜			深夜の場合 50%加算	743			
		13 2311	訪問看護6	(3)1時間以上 1時間30分未満 845単位			845			
		13 2312	訪問看護6・夜朝			夜間早朝の場合 25%加算	1,056			
		13 2313	訪問看護6・深夜			深夜の場合 50%加算	1,268			
13 2321		訪問看護6・准看	准看護婦(士)の場合 ×90%			761				
13 2322		訪問看護6・准看・夜朝			夜間早朝の場合 25%加算	951				
13 2323		訪問看護6・准看・深夜			深夜の場合 50%加算	1,142				
13 1231		訪問看護7	指定訪問看護ステーションの 理学療法士又は作業療法士の場合 830単位			830				
13 1232		訪問看護7・夜朝		夜間早朝の場合 25%加算	1,038					
13 1233		訪問看護7・深夜		深夜の場合 50%加算	1,245					
13 8000	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算	所定単位数の15%加算							
13 3100	緊急時訪問看護加算1	緊急時訪問看護加算	指定訪問看護ステーション	1月につき 1,370単位加算	1,370	1月につき				
13 3200	緊急時訪問看護加算2		医療機関	1月につき 840単位加算	840					
13 4000	特別管理加算	特別管理加算		1月につき 250単位加算	250					
13 7000	ターミナルケア加算	ターミナルケア加算		死亡月につき1,200単位加算	1,200	死亡月				

## サービスコード表(指定居宅サービス)

### 4 訪問リハビリテーションサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
14	1111	訪問リハビリ	理学療法士又は作業療法士が行った場合 550単位	550	1日につき

## 5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
31	1111	居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師又は歯	(1)(2)以外の場合	940単位	940	月1回
31	1112	居宅療養管理指導Ⅱ	科医師が行う場合	(2)寝たきり老人在宅総合診療料を算定する利用者に対して行った場合	510単位	510	を限度
31	1121	薬剤師居宅療養管理指導	ロ 薬剤師が行う			550	月2回
31	1122	薬剤師居宅療養管理指導・特別薬剤	場合	特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して行った場合	+100単位	650	を限度
31	1131	管理栄養士居宅療養管理指導	ハ 管理栄養士が行う場合		530単位	530	
31	1141	歯科衛生士等居宅療養管理指導	ニ 歯科衛生士等が行う場合		500単位	500	月4回限度

サービスコード表(指定居宅サービス)

6 通所介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
15	1111	単独通所介護1軽度・時間減	イ 単独型 通所介護費	注 2時間以上	(-)要支援 332単位×70%	232	1回につき
15	1121	単独通所介護1中度・時間減		3時間未満	(-)要介護1・2 383単位×70%	268	
15	1131	単独通所介護1重度・時間減			(-)要介護3・4・5 514単位×70%	360	
15	1211	単独通所介護1軽度		(1)3時間以上	(-)要支援 332単位	332	
15	1221	単独通所介護1中度		4時間未満	(-)要介護1・2 383単位	383	
15	1231	単独通所介護1重度			(-)要介護3・4・5 514単位	514	
15	1311	単独通所介護2軽度		(2)4時間以上	(-)要支援 474単位	474	
15	1321	単独通所介護2中度		6時間未満	(-)要介護1・2 547単位	547	
15	1331	単独通所介護2重度			(-)要介護3・4・5 734単位	734	
15	1411	単独通所介護3軽度		(3)6時間以上	(-)要支援 664単位	664	
15	1421	単独通所介護3中度		8時間未満	(-)要介護1・2 766単位	766	
15	1431	単独通所介護3重度			(-)要介護3・4・5 1,028単位	1,028	
15	2111	併設通所介護1軽度・時間減		ロ 併設型 通所介護費	注 2時間以上	(-)要支援 280単位×70%	
15	2121	併設通所介護1中度・時間減	3時間未満		(-)要介護1・2 331単位×70%	232	
15	2131	併設通所介護1重度・時間減			(-)要介護3・4・5 462単位×70%	323	
15	2211	併設通所介護1軽度	(1)3時間以上		(-)要支援 280単位	280	
15	2221	併設通所介護1中度	4時間未満		(-)要介護1・2 331単位	331	
15	2231	併設通所介護1重度			(-)要介護3・4・5 462単位	462	
15	2311	併設通所介護2軽度	(2)4時間以上		(-)要支援 400単位	400	
15	2321	併設通所介護2中度	6時間未満		(-)要介護1・2 473単位	473	
15	2331	併設通所介護2重度			(-)要介護3・4・5 660単位	660	
15	2411	併設通所介護3軽度	(3)6時間以上		(-)要支援 560単位	560	
15	2421	併設通所介護3中度	8時間未満		(-)要介護1・2 662単位	662	
15	2431	併設通所介護3重度			(-)要介護3・4・5 924単位	924	
15	3111	痴呆単独通所介護1軽度・時間減	ハ 痴呆専用単 独型 通所介護費		注 2時間以上	(-)要支援 443単位×70%	310
15	3121	痴呆単独通所介護1中度・時間減		3時間未満	(-)要介護1・2 511単位×70%	358	
15	3131	痴呆単独通所介護1重度・時間減			(-)要介護3・4・5 687単位×70%	481	
15	3211	痴呆単独通所介護1軽度		(1)3時間以上	(-)要支援 443単位	443	
15	3221	痴呆単独通所介護1中度		4時間未満	(-)要介護1・2 511単位	511	
15	3231	痴呆単独通所介護1重度			(-)要介護3・4・5 687単位	687	
15	3311	痴呆単独通所介護2軽度		(2)4時間以上	(-)要支援 633単位	633	
15	3321	痴呆単独通所介護2中度		6時間未満	(-)要介護1・2 730単位	730	
15	3331	痴呆単独通所介護2重度			(-)要介護3・4・5 981単位	981	
15	3411	痴呆単独通所介護3軽度		(3)6時間以上	(-)要支援 886単位	886	
15	3421	痴呆単独通所介護3中度		8時間未満	(-)要介護1・2 1,022単位	1,022	
15	3431	痴呆単独通所介護3重度			(-)要介護3・4・5 1,373単位	1,373	
15	4111	痴呆併設通所介護1軽度・時間減		ニ 痴呆専用併 設型 通所介護費	注 2時間以上	(-)要支援 373単位×70%	261
15	4121	痴呆併設通所介護1中度・時間減	3時間未満		(-)要介護1・2 441単位×70%	309	
15	4131	痴呆併設通所介護1重度・時間減			(-)要介護3・4・5 616単位×70%	431	
15	4211	痴呆併設通所介護1軽度	(1)3時間以上		(-)要支援 373単位	373	
15	4221	痴呆併設通所介護1中度	4時間未満		(-)要介護1・2 441単位	441	
15	4231	痴呆併設通所介護1重度			(-)要介護3・4・5 616単位	616	
15	4311	痴呆併設通所介護2軽度	(2)4時間以上		(-)要支援 533単位	533	
15	4321	痴呆併設通所介護2中度	6時間未満		(-)要介護1・2 630単位	630	
15	4331	痴呆併設通所介護2重度			(-)要介護3・4・5 880単位	880	
15	4411	痴呆併設通所介護3軽度	(3)6時間以上		(-)要支援 746単位	746	
15	4421	痴呆併設通所介護3中度	8時間未満		(-)要介護1・2 882単位	882	
15	4431	痴呆併設通所介護3重度			(-)要介護3・4・5 1,232単位	1,232	
15	5050	通所介護機能訓練体制加算	機能訓練指導員を1名以上配置している場合		1日につき	27単位加算	27
15	5100	通所介護食事加算	食事の提供を行う場合	1日につき	39単位加算	39	
15	5200	通所介護送迎加算	送迎を行う場合	片道につき	44単位加算	44	片道につき
15	5301	通所介護入浴介助加算	入浴介助を行っ	イ 通所介護入浴介助加算 1日につき	39単位加算	39	1日につき
15	5302	通所介護特別入浴介助加算	た場合	ロ 通所介護特別入浴介助加算 1日につき	60単位加算	60	

7 通所リハビリテーションサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
16	1111	通所リハビリⅠ 1軽度・時間減	イ 通所リハビリテーション 費 (I) (通常規模の医療機関)	注 2時間以上	(-)要支援 331単位×70%	232	1回につき
16	1121	通所リハビリⅠ 1中度・時間減		3時間未満	(-)要介護1・2 387単位×70%	271	
16	1131	通所リハビリⅠ 1重度・時間減			(-)要介護3・4・5 532単位×70%	372	
16	1211	通所リハビリⅠ 1軽度		(1)3時間以上	(-)要支援 331単位	331	
16	1221	通所リハビリⅠ 1中度		4時間未満	(-)要介護1・2 387単位	387	
16	1231	通所リハビリⅠ 1重度			(-)要介護3・4・5 532単位	532	
16	1311	通所リハビリⅠ 2軽度		(2)4時間以上	(-)要支援 490単位	490	
16	1321	通所リハビリⅠ 2中度		6時間未満	(-)要介護1・2 575単位	575	
16	1331	通所リハビリⅠ 2重度			(-)要介護3・4・5 789単位	789	
16	1411	通所リハビリⅠ 3軽度		(3)6時間以上	(-)要支援 661単位	661	
16	1421	通所リハビリⅠ 3中度		8時間未満	(-)要介護1・2 774単位	774	
16	1431	通所リハビリⅠ 3重度			(-)要介護3・4・5 1,063単位	1,063	
16	2111	通所リハビリⅡ 1軽度・時間減		ロ 通所リハビリテーション 費 (II) (小規模診療所)	注 2時間以上	(-)要支援 333単位×70%	
16	2121	通所リハビリⅡ 1中度・時間減	3時間未満		(-)要介護1・2 390単位×70%	273	
16	2131	通所リハビリⅡ 1重度・時間減			(-)要介護3・4・5 535単位×70%	375	
16	2211	通所リハビリⅡ 1軽度	(1)3時間以上		(-)要支援 333単位	333	
16	2221	通所リハビリⅡ 1中度	4時間未満		(-)要介護1・2 390単位	390	
16	2231	通所リハビリⅡ 1重度			(-)要介護3・4・5 535単位	535	
16	2311	通所リハビリⅡ 2軽度	(2)4時間以上		(-)要支援 480単位	480	
16	2321	通所リハビリⅡ 2中度	6時間未満		(-)要介護1・2 562単位	562	
16	2331	通所リハビリⅡ 2重度			(-)要介護3・4・5 772単位	772	
16	2411	通所リハビリⅡ 3軽度	(3)6時間以上		(-)要支援 665単位	665	
16	2421	通所リハビリⅡ 3中度	8時間未満		(-)要介護1・2 779単位	779	
16	2431	通所リハビリⅡ 3重度			(-)要介護3・4・5 1,070単位	1,070	
16	3111	通所リハビリⅢ 1軽度・時間減	ハ 通所リハビリテーション 費 (III) (介護老人保健施設)		注 2時間以上	(-)要支援 324単位×70%	227
16	3121	通所リハビリⅢ 1中度・時間減		3時間未満	(-)要介護1・2 379単位×70%	265	
16	3131	通所リハビリⅢ 1重度・時間減			(-)要介護3・4・5 521単位×70%	365	
16	3211	通所リハビリⅢ 1軽度		(1)3時間以上	(-)要支援 324単位	324	
16	3221	通所リハビリⅢ 1中度		4時間未満	(-)要介護1・2 379単位	379	
16	3231	通所リハビリⅢ 1重度			(-)要介護3・4・5 521単位	521	
16	3311	通所リハビリⅢ 2軽度		(2)4時間以上	(-)要支援 463単位	463	
16	3321	通所リハビリⅢ 2中度		6時間未満	(-)要介護1・2 542単位	542	
16	3331	通所リハビリⅢ 2重度			(-)要介護3・4・5 744単位	744	
16	3411	通所リハビリⅢ 3軽度		(3)6時間以上	(-)要支援 648単位	648	
16	3421	通所リハビリⅢ 3中度		8時間未満	(-)要介護1・2 758単位	758	
16	3431	通所リハビリⅢ 3重度			(-)要介護3・4・5 1,041単位	1,041	
16	5100	通所リハビリ食事加算		食事の提供を行う場合	1日につき 39単位加算	39	1日につき
16	5200	通所リハビリ送迎加算	送迎を行う場合	片道につき 44単位加算	44	片道につき	
16	5301	通所リハビリ入浴介助加算	入浴介助を行った場合	イ 通所リハビリテーション入浴介助加算 1日につき 39単位加算	39	1日につき	
16	5302	通所リハビリ特別入浴介助加算		ロ 通所リハビリテーション特別入浴介助加算 1日につき 60単位加算	60		
16	5400	通所リハビリ訪問指導等加算	居室を訪問し、通所リハビリ計画の作成及び見直しを行った場合	1月に1回を限度 550単位加算	550	月1回限度	

サービスコード表(指定居宅サービス)

8 短期入所生活介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目		(1)単独型短期 入所生活介 護費(I) (介護・看護 職員の配置 3:1)	(一)要支援 948単位	(二)要介護1 976単位			
21	1101	単独短期生活Ⅰ支	イ 単 独 型 短 期 入 所 生 活 介 護 費	(一)要支援 948単位	機能訓練体制加算 +12単位	948	1日につき	
21	1102	単独短期生活Ⅰ支・機能				960		
21	1103	単独短期生活Ⅰ支・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%		920
21	1104	単独短期生活Ⅰ支・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位		932
21	1111	単独短期生活Ⅰ1				(二)要介護1 976単位		976
21	1112	単独短期生活Ⅰ1・機能				機能訓練体制加算 +12単位		988
21	1113	単独短期生活Ⅰ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%		947
21	1114	単独短期生活Ⅰ1・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位		959
21	1121	単独短期生活Ⅰ2				(三)要介護2 1,021単位		1,021
21	1122	単独短期生活Ⅰ2・機能				機能訓練体制加算 +12単位		1,033
21	1123	単独短期生活Ⅰ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%		990
21	1124	単独短期生活Ⅰ2・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位		1,002
21	1131	単独短期生活Ⅰ3				(四)要介護3 1,065単位		1,065
21	1132	単独短期生活Ⅰ3・機能				機能訓練体制加算 +12単位		1,077
21	1133	単独短期生活Ⅰ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%		1,033
21	1134	単独短期生活Ⅰ3・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位		1,045
21	1141	単独短期生活Ⅰ4				(五)要介護4 1,110単位		1,110
21	1142	単独短期生活Ⅰ4・機能				機能訓練体制加算 +12単位		1,122
21	1143	単独短期生活Ⅰ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%		1,077
21	1144	単独短期生活Ⅰ4・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位		1,089
21	1151	単独短期生活Ⅰ5				(六)要介護5 1,154単位		1,154
21	1152	単独短期生活Ⅰ5・機能				機能訓練体制加算 +12単位		1,166
21	1153	単独短期生活Ⅰ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%		1,119
21	1154	単独短期生活Ⅰ5・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位		1,131
21	1201	単独短期生活Ⅱ支				(2)単独型短期 入所生活介 護費(II) (介護・看護 職員の配置 3.5:1)		(一)要支援 872単位
21	1202	単独短期生活Ⅱ支・機能	884					
21	1203	単独短期生活Ⅱ支・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%	846				
21	1204	単独短期生活Ⅱ支・夜勤減・機能	機能訓練体制加算 +12単位	858				
21	1211	単独短期生活Ⅱ1	(二)要介護1 897単位	897				
21	1212	単独短期生活Ⅱ1・機能	機能訓練体制加算 +12単位	909				
21	1213	単独短期生活Ⅱ1・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%	870				
21	1214	単独短期生活Ⅱ1・夜勤減・機能	機能訓練体制加算 +12単位	882				
21	1221	単独短期生活Ⅱ2	(三)要介護2 937単位	937				
21	1222	単独短期生活Ⅱ2・機能	機能訓練体制加算 +12単位	949				
21	1223	単独短期生活Ⅱ2・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%	909				
21	1224	単独短期生活Ⅱ2・夜勤減・機能	機能訓練体制加算 +12単位	921				
21	1231	単独短期生活Ⅱ3	(四)要介護3 977単位	977				
21	1232	単独短期生活Ⅱ3・機能	機能訓練体制加算 +12単位	989				
21	1233	単独短期生活Ⅱ3・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%	948				
21	1234	単独短期生活Ⅱ3・夜勤減・機能	機能訓練体制加算 +12単位	960				
21	1241	単独短期生活Ⅱ4	(五)要介護4 1,017単位	1,017				
21	1242	単独短期生活Ⅱ4・機能	機能訓練体制加算 +12単位	1,029				
21	1243	単独短期生活Ⅱ4・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%	986				
21	1244	単独短期生活Ⅱ4・夜勤減・機能	機能訓練体制加算 +12単位	998				
21	1251	単独短期生活Ⅱ5	(六)要介護5 1,057単位	1,057				
21	1252	単独短期生活Ⅱ5・機能	機能訓練体制加算 +12単位	1,069				
21	1253	単独短期生活Ⅱ5・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%	1,025				
21	1254	単独短期生活Ⅱ5・夜勤減・機能	機能訓練体制加算 +12単位	1,037				



## 短期入所生活介護

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
21	1301	単独短期生活Ⅲ支	(3)単独型短期 入所生活介 護費(Ⅲ) (介護・看護 職員の配置 4.1:1)  (イ)単独型短期入所生活介護費	(一)要支援	828	(1日につき)	
21	1302	単独短期生活Ⅲ支・機能		828単位	機能訓練体制加算 +12単位		840
21	1303	単独短期生活Ⅲ支・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			803
21	1304	単独短期生活Ⅲ支・夜勤減・機能		機能訓練体制加算 +12単位			815
21	1311	単独短期生活Ⅲ1		(二)要介護1			851
21	1312	単独短期生活Ⅲ1・機能		851単位	機能訓練体制加算 +12単位		863
21	1313	単独短期生活Ⅲ1・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			825
21	1314	単独短期生活Ⅲ1・夜勤減・機能		機能訓練体制加算 +12単位			837
21	1321	単独短期生活Ⅲ2		(三)要介護2			889
21	1322	単独短期生活Ⅲ2・機能		889単位	機能訓練体制加算 +12単位		901
21	1323	単独短期生活Ⅲ2・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			862
21	1324	単独短期生活Ⅲ2・夜勤減・機能		機能訓練体制加算 +12単位			874
21	1331	単独短期生活Ⅲ3		(四)要介護3			926
21	1332	単独短期生活Ⅲ3・機能		926単位	機能訓練体制加算 +12単位		938
21	1333	単独短期生活Ⅲ3・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			898
21	1334	単独短期生活Ⅲ3・夜勤減・機能		機能訓練体制加算 +12単位			910
21	1341	単独短期生活Ⅲ4		(五)要介護4			964
21	1342	単独短期生活Ⅲ4・機能		964単位	機能訓練体制加算 +12単位		976
21	1343	単独短期生活Ⅲ4・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			935
21	1344	単独短期生活Ⅲ4・夜勤減・機能		機能訓練体制加算 +12単位			947
21	1351	単独短期生活Ⅲ5		(六)要介護5			1,001
21	1352	単独短期生活Ⅲ5・機能		1,001単位	機能訓練体制加算 +12単位		1,013
21	1353	単独短期生活Ⅲ5・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			971
21	1354	単独短期生活Ⅲ5・夜勤減・機能		機能訓練体制加算 +12単位			983

サービスコード表 (指定居宅サービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位				
種類	項目								
21	2101	併設短期生活Ⅰ支	□併設型短期 入所生活介 護費 (1)併設型短期 入所生活介 護費(I) (介護・看護 職員の配置 3:1)	(一)要支援	914	〔1日につき〕			
21	2102	併設短期生活Ⅰ支・機能		914単位	機能訓練体制加算 +12単位		926		
21	2103	併設短期生活Ⅰ支・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			887		
21	2104	併設短期生活Ⅰ支・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位		899		
21	2111	併設短期生活ⅠⅠ		(二)要介護1	942単位		942		
21	2112	併設短期生活ⅠⅠ・機能			機能訓練体制加算 +12単位		954		
21	2113	併設短期生活ⅠⅠ・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			914		
21	2114	併設短期生活ⅠⅠ・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位		926		
21	2121	併設短期生活ⅠⅡ		(三)要介護2	987単位		987		
21	2122	併設短期生活ⅠⅡ・機能			機能訓練体制加算 +12単位		999		
21	2123	併設短期生活ⅠⅡ・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			957		
21	2124	併設短期生活ⅠⅡ・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位		969		
21	2131	併設短期生活ⅠⅢ		(四)要介護3	1,031単位		1,031		
21	2132	併設短期生活ⅠⅢ・機能			機能訓練体制加算 +12単位		1,043		
21	2133	併設短期生活ⅠⅢ・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			1,000		
21	2134	併設短期生活ⅠⅢ・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位		1,012		
21	2141	併設短期生活ⅠⅣ		(五)要介護4	1,076単位		1,076		
21	2142	併設短期生活ⅠⅣ・機能			機能訓練体制加算 +12単位		1,088		
21	2143	併設短期生活ⅠⅣ・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			1,044		
21	2144	併設短期生活ⅠⅣ・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位		1,056		
21	2151	併設短期生活ⅠⅤ		(六)要介護5	1,120単位		1,120		
21	2152	併設短期生活ⅠⅤ・機能			機能訓練体制加算 +12単位		1,132		
21	2153	併設短期生活ⅠⅤ・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			1,086		
21	2154	併設短期生活ⅠⅤ・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位		1,098		
21	2201	併設短期生活Ⅱ支		(2)併設型短期 入所生活介 護費(II) (介護・看護 職員の配置 3.5:1)	(一)要支援		838		
21	2202	併設短期生活Ⅱ支・機能			838単位		機能訓練体制加算 +12単位		850
21	2203	併設短期生活Ⅱ支・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%				813
21	2204	併設短期生活Ⅱ支・夜勤減・機能					機能訓練体制加算 +12単位		825
21	2211	併設短期生活ⅡⅠ	(二)要介護1		863単位	863			
21	2212	併設短期生活ⅡⅠ・機能			機能訓練体制加算 +12単位	875			
21	2213	併設短期生活ⅡⅠ・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			837			
21	2214	併設短期生活ⅡⅠ・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位	849			
21	2221	併設短期生活ⅡⅡ	(三)要介護2		903単位	903			
21	2222	併設短期生活ⅡⅡ・機能			機能訓練体制加算 +12単位	915			
21	2223	併設短期生活ⅡⅡ・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			876			
21	2224	併設短期生活ⅡⅡ・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位	888			
21	2231	併設短期生活ⅡⅢ	(四)要介護3		943単位	943			
21	2232	併設短期生活ⅡⅢ・機能			機能訓練体制加算 +12単位	955			
21	2233	併設短期生活ⅡⅢ・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			915			
21	2234	併設短期生活ⅡⅢ・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位	927			
21	2241	併設短期生活ⅡⅣ	(五)要介護4		983単位	983			
21	2242	併設短期生活ⅡⅣ・機能			機能訓練体制加算 +12単位	995			
21	2243	併設短期生活ⅡⅣ・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			954			
21	2244	併設短期生活ⅡⅣ・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位	966			
21	2251	併設短期生活ⅡⅤ	(六)要介護5		1,023単位	1,023			
21	2252	併設短期生活ⅡⅤ・機能			機能訓練体制加算 +12単位	1,035			
21	2253	併設短期生活ⅡⅤ・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を 満たさない場合 ×97%			992			
21	2254	併設短期生活ⅡⅤ・夜勤減・機能			機能訓練体制加算 +12単位	1,004			

短期入所生活介護

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
21	2301	併設短期生活Ⅲ支	〔□併設型短期入所生活介護費〕	(3)併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)(介護・看護職員の配置4.1:1)	(一)要支援		794	〔1日につき〕	
21	2302	併設短期生活Ⅲ支・機能			794単位	機能訓練体制加算 +12単位	806		
21	2303	併設短期生活Ⅲ支・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	770		
21	2304	併設短期生活Ⅲ支・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位	782		
21	2311	併設短期生活Ⅲ1			(二)要介護1		817		
21	2312	併設短期生活Ⅲ1・機能			817単位	機能訓練体制加算 +12単位	829		
21	2313	併設短期生活Ⅲ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	792		
21	2314	併設短期生活Ⅲ1・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位	804		
21	2321	併設短期生活Ⅲ2			(三)要介護2		855		
21	2322	併設短期生活Ⅲ2・機能			855単位	機能訓練体制加算 +12単位	867		
21	2323	併設短期生活Ⅲ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	829		
21	2324	併設短期生活Ⅲ2・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位	841		
21	2331	併設短期生活Ⅲ3			(四)要介護3		892		
21	2332	併設短期生活Ⅲ3・機能			892単位	機能訓練体制加算 +12単位	904		
21	2333	併設短期生活Ⅲ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	865		
21	2334	併設短期生活Ⅲ3・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位	877		
21	2341	併設短期生活Ⅲ4			(五)要介護4		930		
21	2342	併設短期生活Ⅲ4・機能			930単位	機能訓練体制加算 +12単位	942		
21	2343	併設短期生活Ⅲ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	902		
21	2344	併設短期生活Ⅲ4・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位	914		
21	2351	併設短期生活Ⅲ5			(六)要介護5		967		
21	2352	併設短期生活Ⅲ5・機能			967単位	機能訓練体制加算 +12単位	979		
21	2353	併設短期生活Ⅲ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	938		
21	2354	併設短期生活Ⅲ5・夜勤減・機能				機能訓練体制加算 +12単位	950		
21	9200	短期入所生活介護送迎加算			送迎を行う場合	片道につき 184単位加算	184		片道につき

サービスコード表(指定居宅サービス)

9 短期入所療養介護サービスコード表 イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護

サービスコード		サービス内容略称		算定項目				合成	算定
種類	項目							単位数	単位
22	1101	老健短期I支	(イ)介護老人保健施設型短期入所療養介護費	(ロ)介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)(看護・介護職員との配置3:1)	a 要支援 994単位			994	1日につき
22	1102	老健短期I支・痴呆					痴呆専門棟加算 +76単位	1,070	
22	1103	老健短期I支・リハ				リハビリ体制加算		1,006	
22	1104	老健短期I支・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,082	
22	1105	老健短期I支・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		964	
22	1106	老健短期I支・夜勤減・痴呆				×97%	痴呆専門棟加算 +76単位	1,040	
22	1107	老健短期I支・夜勤減・リハ				リハビリ体制加算		976	
22	1108	老健短期I支・夜勤減・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,052	
22	1111	老健短期I1			b 要介護1 1,026単位			1,026	
22	1112	老健短期I1・痴呆					痴呆専門棟加算 +76単位	1,102	
22	1113	老健短期I1・リハ				リハビリ体制加算		1,038	
22	1114	老健短期I1・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,114	
22	1115	老健短期I1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		995	
22	1116	老健短期I1・夜勤減・痴呆				×97%	痴呆専門棟加算 +76単位	1,071	
22	1117	老健短期I1・夜勤減・リハ				リハビリ体制加算		1,007	
22	1118	老健短期I1・夜勤減・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,083	
22	1121	老健短期I2			c 要介護2 1,076単位			1,076	
22	1122	老健短期I2・痴呆					痴呆専門棟加算 +76単位	1,152	
22	1123	老健短期I2・リハ				リハビリ体制加算		1,088	
22	1124	老健短期I2・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,164	
22	1125	老健短期I2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		1,044	
22	1126	老健短期I2・夜勤減・痴呆				×97%	痴呆専門棟加算 +76単位	1,120	
22	1127	老健短期I2・夜勤減・リハ				リハビリ体制加算		1,056	
22	1128	老健短期I2・夜勤減・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,132	
22	1131	老健短期I3			d 要介護3 1,126単位			1,126	
22	1132	老健短期I3・痴呆					痴呆専門棟加算 +76単位	1,202	
22	1133	老健短期I3・リハ				リハビリ体制加算		1,138	
22	1134	老健短期I3・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,214	
22	1135	老健短期I3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		1,092	
22	1136	老健短期I3・夜勤減・痴呆				×97%	痴呆専門棟加算 +76単位	1,168	
22	1137	老健短期I3・夜勤減・リハ				リハビリ体制加算		1,104	
22	1138	老健短期I3・夜勤減・リハ・痴呆	+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位		1,180			
22	1141	老健短期I4	e 要介護4 1,176単位			1,176			
22	1142	老健短期I4・痴呆			痴呆専門棟加算 +76単位	1,252			
22	1143	老健短期I4・リハ		リハビリ体制加算		1,188			
22	1144	老健短期I4・リハ・痴呆		+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,264			
22	1145	老健短期I4・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		1,141			
22	1146	老健短期I4・夜勤減・痴呆		×97%	痴呆専門棟加算 +76単位	1,217			
22	1147	老健短期I4・夜勤減・リハ		リハビリ体制加算		1,153			
22	1148	老健短期I4・夜勤減・リハ・痴呆		+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,229			
22	1151	老健短期I5	f 要介護5 1,226単位			1,226			
22	1152	老健短期I5・痴呆			痴呆専門棟加算 +76単位	1,302			
22	1153	老健短期I5・リハ		リハビリ体制加算		1,238			
22	1154	老健短期I5・リハ・痴呆		+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,314			
22	1155	老健短期I5・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		1,189			
22	1156	老健短期I5・夜勤減・痴呆		×97%	痴呆専門棟加算 +76単位	1,265			
22	1157	老健短期I5・夜勤減・リハ		リハビリ体制加算		1,201			
22	1158	老健短期I5・夜勤減・リハ・痴呆		+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,277			